

令和 7 年度 淡水クロレラ及びアルテミア栄養強化剤の単価契約書 (案)

沖縄県栽培漁業センター所長 名 (以下「甲」という)と、落札者 (以下「乙」という)は、下記に定めるところに従って、淡水クロレラ及びアルテミア栄養強化剤の単価契約を締結する。

第 1 条

品名、規格及び契約単価は下表の通りとする。

第 2 条

契約金保証金は_____

第 3 条

乙は甲の発注により、品物を甲の指定場所に納入するものとする。

第 4 条

1. 乙は、物品を納入しようとするときは、品質、規格、数量などについて甲の検査を受けなければならない。
2. 検査の結果、不良物品は甲の指定する期限内にこれを良品と取り替え、納入しなければならない。
3. 前項の取り替えによって生じた損害は、全て乙の負担とする。

第 5 条

乙の責に帰すべき理由により契約が履行されない場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 6 条

1. 乙が契約物品を納入した分に対し、翌月の 10 日までに請求するものとする。
2. 乙が請求する金額は、契約単価による法令所定の税率を上乗せされた金額（総額で円未満切り捨て）とする。

第 7 条

経済事情、その他契約の基本となっている事情が著しく変動したため、その契約の維持が不合理であると認められるに至ったときは、甲、乙間の協議により、契約の変更又は解約をすることができる。

第 8 条

乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第 9 条

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(別添 1 - 2)

1. 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
2. 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
3. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
5. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
6. 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
7. 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第 10 条

乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、もし疑義を生じたときは、甲、乙間で協議するものとする。

第 11 条

この契約の契約期間は令和 7 年 4 月 日 から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

この契約の成立を証するため本書を 2 通作成し双方記名押印して各一通を保有する。

令和 7 年 4 月 日

甲 沖縄県国頭郡本部町字大浜 853-1
沖縄県栽培漁業センター
所長 名

乙